

2. 事業の概要と成果

(1) プロジェクト目標の達成度

プロジェクト目標

ナイロビ市イースリー地区において、勧誘されるリスクの高い若者の過激化が初期段階で予防される。

コンポーネント1

暴力的過激主義のリスクに晒されている若者に心理社会的サポートを提供する心理社会的コミュニティワーカーの能力が向上し、イースリーの若者が抱える課題を見つけ対処できると同時に、事業終了後もクライアントの照会先（リファラル）との連携が継続するよう、自立的な連携関係を構築する。

- 3年目も引き続き、心理社会的サポートを提供するコミュニティワーカーへの技能研修及び技術的フォローアップ研修を実施し、新たな知識の習得及び定着を図った。今期は事業の主目的である暴力的過激主義に加え、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う失業、将来・生活への不安感、家庭内暴力の増加などの問題が多く寄せられたため、グループカウンセリングで課題として扱うなど、現地の状況およびニーズに柔軟に対応した。また、新型コロナウイルス感染症によるケニア政府の移動制限措置に則し、セラピールームでの活動に加え、WhatsAppといったソーシャルネットワークサービスや電話を活用するなど、工夫しながら活動を試みた。その結果、継続的に心理社会的サポートを提供することができた。クライアント数は1年目が計247人、2年目が計423人（前年比71%増）、3年目にあたる今期では計556人（前年比31%増）まで増加し、全事業期間を通じて、住民が抱える様々な課題への心理社会的サポートを提供することができた。
- 6か所のセラピールームは現地団体・現地コミュニティへの引き渡しが行われ、事業終了後の協力継続についてのパートナーシップ覚書を締結した。
- 心理社会的サポートコミュニティワーカーに加え、コミュニティのステークホルダー（現地行政、保健所、同地域に活動中の他団体等）が使用するための『照会（リファラル）ガイド』を作成し、対象地域における具体的な照会先、照会における手続きや配慮事項等についてまとめた。計24のパートナー団体が照会先として同ガイドへ掲載され、また、事業終了後もコミュニティワーカーとの連携継続への意思表示をした。
- 心理社会的コミュニティワーカーは、他の支援機関からジェンダーに基づく暴力被害者への心理社会的サポート提供依頼や、地区の小学校から小学生を対象にした暴力的過激化予防（PVE）やジェンダーに基づく暴力予防の啓発・説明の依頼を受けるようになった。本事業を通し、心理社会的コミュニティワーカーの取り組みがコミュニティにより認知・評価された結果であり、事業終了後も継続的かつ自立的な協力が期待される。

コンポーネント2

1年次に策定した「暴力的過激化予防のユース行動計画」が継続して実施され、ユースリーダーを中心とするタスクフォースとの連携により、事業終了後も「暴力的過激化予防のユース行動計画」が引継がれる仕組みが構築される。また、2年次に策定された「暴力的過激化予防のコミュニティ行動計画」の活動が実施され、ステークホルダーとの連携を強化することで、事業終了後も活動が継続される仕組みを構築する。

3年目の今期は、2年目に策定された「暴力的過激化予防のコミュニティ行動計画」に基づいた調整委員会が設置され、目標値を大きく超える数の団体・機関と共に活動を実施するなど、広く協力・連携関係を築いた。ユースリーダーに加えステークホルダーを含める構成とすることで、より影響力と機動性を得ることができた。また、同委員会による本事業終了後の活動計画は、暴力的過激化予防活動計画をもつナイロビ・カウンティ及びカムクンジ・サブカウンティの行政官の参加のもと発表され、ステークホルダー間で縦と横の繋がりを保ちながら暴力的過激化予防に取り組むことが確認された。

事業終了時に実施した事業評価に係る調査によると、3年前の本事業開始前の状態と比較し、90%がイースリー地区の治安がよくなったと回答した。また、若者の犯罪については92%、若者の暴力的過激化については80%の人が減少したと回答した。多くの住民が本事業によるコミュニティの変化を感じており、実際に、調整委員会による啓発やコミュニティ行動計画に基づ

いた活動により、地域住民の間で理解が広く進んだこと、具体的な予防策に関する情報共有や仕組みが整ったことが要因として挙げられている。

コンポーネント3

- 心理社会的コミュニティワーカー及びユースリーダー（計30人）が、1年次及び2年次に習得した起業に必要な基礎的な知識を生かし、全員が起業する。
- 職業訓練校や金融機関等の協力を得てのべ800人のイスリーの若者に対してキャリア構築と起業に関する情報が提供されることで、必要な知識やサポートを得られる仕組みが構築される。
- 3年目も引き続き、心理社会的コミュニティワーカーへのビジネスメンターシップ研修を実施し、起業のための支援を行った。この結果、心理社会的コミュニティワーカー30人のうち、25人がREALsの支援により起業し、2人が就学、2人が就職した。1人はビジネスプランの策定や準備に時間がかかり、事業終了までの起業には至らなかった。月額平均収入は1年目事業開始時には2,800ケニアシリング（2849円¹）であったのに対し、3年目にあたる今期事業終了時には8,588ケニアシリング（8738円²）と約3倍の増加となった。
- 起業・ビジネスセミナー及びキャリア構築セミナーをそれぞれ2回実施し、計740人の参加者が参加した。またセミナー参加者のうち計60人に対して、セミナーで情報提供した各サービスを使用できるように必要な相談対応等のフォローアップを行った。コミュニティワーカー及びセミナー参加者を対象に新型コロナウイルス感染症流行による生計への影響について調査を実施した結果、流行後に本人を含む世帯構成員の中で失業した構成員を持つ世帯は回答者の82%、収入の減少があった世帯は回答者全体の94%をも占めることがわかった。このことからわかるように、高まっていたニーズに応える形でセミナーを開催することができた。

¹ 日本銀行発行（2021年8月20日）の基準外国為替相場及び裁定外国為替相場（9月分）による。

² 同上。

(2) 事業内容

コンポーネント1：高リスクの若者への心理社会的サポート

1.1 持続可能な心理社会的サポート体制の構築

- 1.1.5. 30人の心理社会的コミュニティワーカーによる心理社会的サポートを REALs スタッフがモニタリングし、課題や教訓を記録した。(実施：2020年7月～2021年5月)
- 1.1.6. 事業終了後もクライアントの照会先（リファラル）となる学校、病院、警察等との連携が継続するよう、自立的な連携関係を構築した。クライアントを別の機関へ照会をする際の手順や配慮すべき事項、ジェンダーに基づく暴力（GBV）等特殊なケースへの対応・照会方法、クライアントの様々なニーズに応じた照会先一覧（計24団体・機関）をまとめた『コミュニティ・リファラル・ガイド』を策定・関係者に配布した。(実施：2020年7月～2021年5月)
- 1.1.7. 心理社会的コミュニティワーカーがリアルタイムでクライアントデータを報告し、オンライン上でデータを蓄積、分析した。(実施：2020年3月～2021年5月)
- 1.1.9. 心理社会的サポートにより心理社会的な課題が解決されたクライアントや、それに関わった心理社会的コミュニティワーカーの成功例を REALs スタッフが記録した。(参照：添付書類②) (実施：2021年3月～5月)
- 1.1.10. クライアントデータを分析し、分析結果を照会先（リファラル）、行政の関係者に共有した。(参照：添付書類③) (実施：2021年5月25日)
- 1.1.11. 30人の心理社会的コミュニティワーカーにより、コミュニティ住民に心理社会的サポートの提供が継続された。(個人カウンセリング176人、グループカウンセリング380人) (実施：2020年3月～2021年5月)

個人カウンセリングの内訳

相談内容	相談に来た住民の性別		計
	女性	男性	
心理的問題 (精神疾患、トラウマ、喪失)	27	24	51
家族内の問題	23	7	30
青少年をめぐる問題	16	9	25
薬物乱用	1	18	19
家庭内暴力	22	9	31
暴力的過激主義*	4	6	10
性とジェンダーに基づく暴力	2	1	3
健康をめぐる問題	0	2	2
児童虐待	2	1	3
その他 (HIV/STI等)	2	0	2
合計			176人

*暴力的過激主義に関するカウンセリング10件の詳細

過激派組織への共感に関する相談1件、治安当局による過度な取り締まり被害（家族・友人の失踪、殺害など）に関する相談3件、テロ被害のトラウマ1件、暴力的過激派組織への不安に関する相談1件、元過激派組織メンバーからの相談1件、暴力的過激派組織による被害（家族の失踪、暴力被害など）に関する相談3件

【暴力的過激主義に関するカウンセリング具体例】

イースリーに住むモサ（仮名）は、機会があればいつでもソマリアへ行き、暴力的過激派組織に参加すると明言するなど、暴力的過激派主義へ共感を抱いていた。

心理社会的コミュニティワーカーとのカウンセリングでは、自分の過去と向き合い、過激な思想を持つようになったのは、幼少期から厳格なイスラム教徒である父親の影響を受けていることに関係があることに気が付いた。また、イスラム教徒ではない友人ともよい関係を築いていることを例に、父親の教えは必ずしも正しいわけではないということ、時間をかけて理解した。その過程では、キリスト教の友人とよい関係を築いていながら、皆自分と同じ教えに沿っ

た生活をすべきであり、戦いに参加することで天からの報い（” heavenly rewards” ）を受けたいと話すこともあった。そうした葛藤を繰り返しながらも、カウンセリングを始めて半年後には、モサは自分が暴力的過激主義に傾倒していたこと、その原因が育った環境にあることを理解し、暴力的過激派組織や彼らの起こす暴力的な行いに共感する理由はないと話した。幼少期から培われた自身の信条や価値観を疑い、形成し直すのには大きな労力が必要だが、モサは前向きに捉えている。精神的にも安定してきたことが確認され、カウンセリングは終了した。

グループカウンセリングの内訳

回	相談内容	相談に来た住民の性別		計
		女性	男性	
1	新型コロナウイルス流行に伴う不安等、心理的問題	28	7	35
2	新型コロナウイルス流行に伴う心理的問題・予防に関する啓発	17	35	52
3	自己認識	1	9	10
4	新型コロナウイルス対応医療従事者向けのストレスマネジメント	14	6	20
5	若年妊娠	59	0	59
6	青少年の自己認識、ピア・プレッシャー（同調圧力）	47	20	67
7	性とジェンダーに基づく暴力(SGBV)、暴力的過激主義(VE)	15	0	15
8	暴力的過激化予防(PVE)	17	0	17
9	性とジェンダーに基づく暴力(SGBV)、暴力的過激主義(VE)、C-19流行に伴う心理的問題	5	26	31
10	性とジェンダーに基づく暴力(SGBV)、暴力的過激主義(VE)、薬物・麻薬の乱用	0	18	18
11	ペアレンティング（子どもによる犯罪、子ども向けのセラピー）	56	0	56
合計				380人

1.1.12. 1年目、2年目で設置・建設した6つのセラピールームとそこで使用される資機材（クレヨン、鉛筆、絵具、椅子、棚、セラピー使用の教材など）を、設置・建設した先の団体へ引継ぎ・譲渡した。（実施：2021年5月）

1.2. 暴力的過激主義のリスクに晒されている若者に心理社会的サポートを提供するコミュニティメンバーの能力向上

1.2.2 心理社会的サポートに関する基礎技能研修（2年目からの発展編）の教材を開発した。（実施：2020年8月～11月）

1.2.3 30人の心理社会的コミュニティワーカーに対して心理社会的サポートに関する基礎技能研修（2年目からの発展編）を、必要度の高い2テーマで計9日間にわたって実施した。（ジェンダーに基づく暴力(GBV)と暴力的過激化予防(PVE)、暴力的過激化予防(PVE)のための家族セラピー）

（実施：2020年11月2020年11月2日～6日（第1回参加者24人）
2020年12月1日～4日（第2回参加者27人））

1.2.5 30人の心理社会的コミュニティワーカーに対して技術的なフォローアップ研修（1日/回）を計12回実施した。

（実施：2020年7月23日（第1回参加者28人）
2020年8月20日（第2回参加者27人）
2020年9月24日（第3回参加者27人）
2020年9月25日（第4回参加者28人）
2020年10月22日（第5回参加者28人）
2020年10月23日（第6回参加者28人）

2020年11月19日（第7回参加者28人）
2020年11月20日（第8回参加者28人）
2020年12月10日（第9回参加者28人）
2021年2月18日（第10回参加者28人）
2021年3月20日（第11回参加者28人）
2021年4月29日（第12回参加者28人）

1.2.7 29人の心理社会的コミュニティワーカーの心理社会的サポートに関する技能を測り、必要な支援をREALsスタッフが提供し、事業終了後も活動を継続できるよう助言を行った。（実施：2021年5月12日）

1.2.8 心理社会的コミュニティワーカー代表、警察官、病院、学校、行政を含むリファラル先及び関係者（計20名）に対し、心理社会的サポートの結果得られた課題の共有と関係構築のモニタリングのための会合を計12回行った。

（実施：2020年7月9日（第1回参加者16人）
2020年7月30日（第2回参加者16人）
2020年8月18日（第3回参加者16人）
2020年9月15日（第4回参加者16人）
2020年9月16日（第5回参加者16人）
2020年10月14日（第6回参加者18人）
2020年10月15日（第7回参加者18人）
2020年11月18日（第8回参加者18人）
2020年12月9日（第9回参加者17人）
2021年2月17日（第10回参加者20人）
2021年3月25日（第11回参加者20人）
2021年5月25日（第12回参加者42人））

コンポーネント2：「暴力的過激化予防のコミュニティ行動計画」の活動の実施

2.4. ステークホルダーの特定と連携関係の構築

2.4.3. ステークホルダー（コミュニティ団体、治安組織、若者グループ等）計30人との調整会議を計12回実施した。

（実施：2020年8月19日（第1回参加者30人）
2020年8月24日（第2回参加者30人）
2020年8月28日（第3回参加者30人）
2020年9月8日（第4回参加者30人）
2020年9月14日（第5回参加者30人）
2020年9月30日（第6回参加者30人）
2020年10月8日（第7回参加者30人）
2020年10月13日（第8回参加者30人）
2020年10月28日（第9回参加者30人）
2020年11月13日（第10回参加者30人）
2021年1月12日（第11回参加者30人）
2021年4月14日（第12回参加者30人））

2.5. 「暴力的過激化予防のユース行動計画」、「暴力的過激化予防のコミュニティ行動計画」の活動の実施

2.5.2. 30人の心理社会的コミュニティワーカーに対して暴力的過激化予防研修に関する3日間の研修を3回実施した。

（実施：2021年4月21日～23日（第1回参加者27人）
2021年4月26日～28日（第2回参加者30人）
2021年5月3日～5日（第3回参加者30人））

- 2.5.3. 若者が主体となり「暴力的過激化予防のユース行動計画」で策定した活動を実施した。
 (実施：2020年11月30日、若者の起業アイデア交換会
 2020年12月10日、暴力的過激化の女性被害者の体験談共有
 2020年12月18日、ローラースケート・暴力的過激化予防啓発イベント
 2021年1月4日、サッカートーナメント)
- 2.5.4. 若者（ユースリーダー15人）による「暴力的過激化予防のユース行動計画」の活動の実施、運営をREALsスタッフが支援した。（実施：2020年10月～2021年1月）
- 2.5.6. 心理社会的コミュニティワーカーから選抜された15人のユースリーダーが主体となって若者の暴力的過激化を予防するための啓発イベントを4回実施した。
 (実施：2020年6月4日（第1回参加者200人以上）
 2020年8月15日（第2回参加者200人以上）
 2020年9月21日（第3回参加者200人以上）
 2020年12月5日（第4回参加者200人以上）)
- 2.5.11. 住民主体の『暴力的過激化予防のためのコミュニティ行動計画』（英語・スワヒリ語併記）を作成・印刷し、1,800部をユースリーダー及び心理社会的コミュニティワーカーがイスリー地区の若者を含む住民に配布した。
 (実施：2021年3月～4月)
- 2.5.12. ケニア政府の国家暴力的過激化対策戦略の重点箇所を抜粋し、2.5.11で作成される「暴力的過激化予防のコミュニティ行動計画」の簡易版に盛り込んだ。
 (実施：2020年12月～2021年1月)
- 2.5.14. ①30人の心理社会的コミュニティワーカー、②女性グループ（30人）、③若者グループ（30人）、④Nyumba Kumi、行政、警察、教員等（30人）、⑤宗教指導者等（30人）が、若者の過激化の予兆の特定と過激化予防策含むコミュニティレベルでの予防対応について協議するタスクフォース会議を実施し、若者（ユース）以外のコミュニティのステークホルダーの対応も含めたコミュニティ行動計画を立てる（当初計画から変更あり）。
 ⇒2.5.14の活動の目的が、2.4.3ステークホルダーとの調整会議と、2.6.4ステークホルダーとのレビュー会議で達成されたため、この活動・予算項目下で別途会合は不実施であった。

2.6. 「暴力的過激化予防のユース行動計画」、「暴力的過激化予防のコミュニティ行動計画」の活動のモニタリング

- 2.6.1. 若者主体の「暴力的過激化予防のユース行動計画」の活動をREALsスタッフが継続的にモニタリングし、支援が必要な場合は適切なサポートを実施した。
 (実施：2020年10月～2021年1月)
- 2.6.2 事業終了後の「暴力的過激化予防のユース行動計画」と「暴力的過激化予防のためのコミュニティ行動計画」の引継ぎのため、調整委員会³とユースリーダーを中心とするタスクフォース会議を実施した。（実施：2021年5月26日（参加者30人））
- 2.6.3. 「暴力的過激化予防のユース行動計画」の活動により、暴力的過激化が予防された成功例をREALsスタッフが記録した。（参照：添付書類②）（実施：2021年4月～5月）
- 2.6.4 ステークホルダー間で「暴力的過激化予防のユース行動計画」の活動状況に係るレビュー会議及び「暴力的過激化予防のためのコミュニティ行動計画」の策定に係る会議を実施する（当初計画から変更あり）。
 ⇒「暴力的過激化予防のユース行動計画」、「暴力的過激化予防のコミュニティ行動計画」についてもレビュー会議を行った。
 (実施：2020年11月17日（第1回参加者30人）
 2020年11月26日（第2回参加者30人）)

³ 「暴力的過激化予防のためのコミュニティ行動計画」調整委員会 (The Community Initiative Coordination Committee)は、ユースリーダーとステークホルダーによって構成され、同行動計画の実施を中心となって進める。

コンポーネント3：若者の就業能力向上とキャリア構築支援

3.1. 心理社会的コミュニティワーカーとユースリーダーの収入源確保・収入向上

3.1.4. 平均27人の心理社会的コミュニティワーカーとユースリーダーに対し、全12回のビジネスメンターシップ・ワークショップを実施し、稼業の開始、継続的なビジネス運営に必要な知識を指導した。事業終了間近に開催した第12回の参加人数は半数以下となったが、話し合われた内容を共有することで対応した。また、参加者からの高い要望を得て、これまでの研修内容をまとめた「メンターシップ研修ハンドブック」を作成・配布した。

(実施：2020年8月11日(第1回参加者29人)
2020年9月17日(第2回参加者29人)
2020年9月22日(第3回参加者27人)
2020年10月13日(第4回参加者28人)
2020年10月28日(第5回参加者27人)
2020年11月11日(第6回参加者29人)
2020年11月25日(第7回参加者28人)
2021年1月27日(第8回参加者29人)
2021年2月12日(第9回参加者27人)
2021年3月16日(第10回参加者28人)
2021年4月13日(第11回参加者29人)
2021年5月5日(第12回参加者12人))

3.1.5. 事業の2年次までに稼業を開始していなかった15人のうち、10人の心理社会的コミュニティワーカーの稼業計画とビジネスキットの配布案を最終化した。未実施の5名の内訳は、就職2人、進学2人、ビジネスプランの策定・準備に時間を要し事業期間内の起業には至らなかった1人となった。(実施：2020年8月～2021年5月)

3.1.6. 15人の心理社会的コミュニティワーカーのうち、10人にビジネスキットを配布した。未配布の5名の内訳は、就職2人、進学2人、ビジネスプランの策定・準備に時間を要し事業期間内の起業には至らなかった1人となった。(実施：2020年11月～2021年5月)

3.1.7. 起業した25人の心理社会的コミュニティワーカーのビジネスの現場を訪れ、活動のモニタリングとフォローアップを実施した。(実施：2020年9月～2021年5月)

3.1.8. 収入源確保・収入向上支援によって、経済能力が向上した心理社会的コミュニティワーカーとユースリーダーの具体的な起業/就業例や成功例を記録した。(参照：添付書類②)(実施：2021年4月～5月)

3.1.9. 心理社会的コミュニティワーカーとユースリーダーの経済能力をモニタリングする調査を実施し、収入源確保・収入向上支援研修で身に付けた知識やスキルが各人のビジネス展開にどのように活用されているか、ビジネスの収益性が確保されているかを確認した。(実施：2021年4月)

3.2. キャリア構築と起業に関する情報提供

3.2.3. イースリー地区の若者を対象に起業ビジネスセミナーを実施した。

(実施：2020年9月28日(第1回参加者177人)
2020年10月29日(第2回参加者196人))

3.2.4. イースリー地区の若者を対象にキャリア構築セミナーを2回実施した。

(実施：2020年12月16日(第1回参加者187人)
2021年2月26日(第2回参加者180人))

3.2.5. キャリア構築セミナーと起業セミナーに参加した若者を対象に、セミナーで情報提供した各サービスを使用できるよう必要な相談対応等のフォローアップを行った。

(実施：2020年9月1日(第1回参加者20人))

2020年4月20日午前（第2回参加者20人）
2020年4月20日午後（第3回参加者20人）

モニタリング評価

- 4.1. 本事業の啓発活動やセミナーに参加したイースリー地区の住民、イースリー地区の平和委員会やコミュニティ団体等のステークホルダーに対して、事業終了時に質問票を用いた個別アンケート調査を実施した。（実施：2021年5月、対象者計50人）
- 4.2. 事業関係者（行政関係者、警察、宗教指導者、コミュニティ団体、教師、平和委員会、心理社会的コミュニティワーカー、ユースリーダーなど）との事業評価フォーラムを実施した。（実施：2021年5月、参加者計17人）

（3）達成された成果

コンポーネント1：高リスクの若者への心理社会的サポート

（成果1）

3年目事業では、①基本インフラとしての6カ所のセラピールームの整備・現地団体への引継ぎ、②サポートを提供できる人的インフラの育成・能力強化、③照会体制の整備をもって、持続可能な心理社会的サポート体制の構築を完了した。③については、コミュニティワーカーに加え、コミュニティのステークホルダー（現地行政、保健所、同地域に活動中の他団体等）が使用するための、「照会（リファラル）ガイド」を作成し、具体的な照会先、照会における手続きや配慮事項等についてまとめた。併せて、事業終了後のコミュニティワーカーとの連携継続について、照会先となる計24のパートナー団体と合意した。

（成果2）

- 技能研修や、技術的フォローアップ研修において、暴力的過激化予防（PVE）のための家族セラピー手法、PVEにおける心理社会的サポートの役割等について取り扱った。技能研修の事前・事後テストでは、平均正解率41.7%から76%まで向上が見られ、暴力的過激化のリスクに晒されている若者に心理社会的サポートを提供できるコミュニティワーカーの能力が強化された。
- 心理社会的コミュニティワーカー1人当たりが、1か月間に実施するカウンセリングセッション数については、第2期と同じく平均4セッション/人/月にとどまった。新型コロナウイルスの感染症拡大の影響によってクライアントの訪問数が一時期減少したことに加え、ロックダウン解除後の7月頃以降から本事業下のコミュニティワーカー対象の各種研修がまとめて開始された結果、住民への心理社会的サポートを提供できる時間が減少したことが原因として挙げられる。

成果指標	目標値	達成値（目標に対する達成率）
【成果1】持続可能な心理社会的サポート体制が構築される。		
1、2年次に設置・建設したセラピールームのうち、設置先の団体に譲渡されたセラピールームの数	6カ所	6カ所 （達成率100%）
心理社会的サポート・データベースへのカウンセリング実施データの蓄積	最新情報がデータベースに入力されている	最新情報がデータベースに入力された（達成率100%）
クライアントの抱える問題について、専門機関へ照会する際の、標準化された照会手順	照会手順が作成される	照会手順が作成された （達成率100%）
心理社会的コミュニティワーカーとの協力関係が構築された（照会受け入れの協力可能と確認できた）照会先	19件 ⁴	24件 （達成率126%）
心理社会的コミュニティワーカー代	全12回のうち8回 ⁵	全12回のうち11回

⁴ クライアントが抱える課題（家族内暴力、薬物の乱用など）をカテゴリーごとに分類すると、現在必要な照会先は19件となっている。その19件と協議・合意し、双方署名の議事録をとり、継続的な協力関係の構築を見込む。

⁵ モニタリング会合は毎月1回実施（年間12回）する。これまでREALs主導で会合実施のための調整を行ってきたが、3期では計12回のうち、最低8

表、警察官、病院、学校、行政を含むリファラル先及び関係者を対象に、カウンセリングの結果得られた課題の共有と関係構築のモニタリングのための会合を、コミュニティワーカー主導で実施した回数		(達成率 137%)
【成果2】暴力的過激主義のリスクに晒されている若者に心理社会的サポートを提供するコミュニティメンバーの能力が向上する。		
心理社会的サポート技能研修の事前事後テストにおいて、スコアが上がり知識・技術の習得・向上が認められたコミュニティワーカー	心理社会的コミュニティワーカー30人	事前事後テストを受けた29人全員(産休のため未受講1人) (達成率 96%)
心理社会的サポートのクリニカルスーパービジョンが実施可能な心理社会的コミュニティワーカー・リーダー ⁶ の人数(フォローアップ研修の事後テストに合格したリーダー数)	6名 ⁷	6名 (達成率 100%)
心理社会的コミュニティワーカー1人当たりが、一か月間に実施するカウンセリングセッション数	平均8回/人/月 ⁸	平均4回/人/月 (達成率 50%)

コンポーネント2：暴力的過激化予防のコミュニティ行動計画の策定・実施支援 (成果3, 4)

- 「暴力的過激化予防のユース行動計画」及び「暴力的過激化予防のコミュニティ行動計画」の策定、活動の実施において、目標値を大きく超える数の団体・組織と協力・連携関係を結び、事業終了後も継続して同行動計画に沿った活動を続けていく意思を確認した。
- 第2期で特定された4つの重点課題(異教徒間の交流の機会が少ないこと、暴力的過激化の被害者への支援、雇用不足に悩む若者への支援、薬物乱用)に包括的に対応した活動が計画・実施された。具体的には、コミュニティの活動に阻害されがちな若者が、新型コロナウイルスの流行の影響も相まってより孤独になっていくことを防ぐため、マジェンゴ地区においてスポーツ大会を開催した。この地区は、何世代にもわたって居住している住民が多く住民間の繋がりが強いことが特徴で、情報を得るためにはコミュニティリーダーを通す必要があるため、相談内容や個人情報などが政府へ渡されるのではないかとカウンセリングへの警戒心の高さが指摘されていた。実施されたスポーツ大会を通じて宗教も年齢も関係なく若者が集まったことで、暴力過激化予防の啓発をはじめとするREALsの活動について周知することに繋がった。また、ケニア内務省管轄の国家テロ対策センター(NCTC)の担当官を招き、30人の女性のテロ被害者の経験共有会を設けた。多くは夫、子ども、兄弟などの家族がアル・シャバーブ(イスラム系過激派組織)に勧誘された経験をもつ。ひとりの女性は中東地域での家事労働の機会があると勧誘され、実際に着いたところはソマリアのアル・シャバーブのキャンプであったと話した。結果、彼女は脱出しケニアに帰ってくる事ができたが、帰国すれば警察や治安当局に目をつけられ、失踪や殺害されることになるのではないかとのジレンマを抱えていたと話した。実際にREALsのカウンセリングでも、暴力的過激派組織への関与が疑われたのち失踪した家族についての相談がいくつか寄せられている。こういったジレンマや不安は未だに帰還することのない者たちにも共通していると考えられる。暴力的過激化予防もさることながら、過激派組織から抜け出した者の社会復帰や治安当局の取り締まりも、今後の課題であることが再確認された。

回は心理社会的コミュニティワーカー主導で実施する。REALsも実施のためのサポート(アジェンダ、課題、共有すべき事項を聞き取りした上で、ファシリテーションなど)をするため、計12回実施が可能。

⁶ 心理社会的コミュニティワーカー(PCWs)30名のうち、経験・技能ともに、他のPCWへの指導・監督が可能なる者。

⁷ 2年目までに設置した6カ所のセラピールームに各1名のリーダーがおり、クリニカルスーパービジョンが各ルームで実施できるようになる。

⁸ 2020年11月末時点でコミュニティワーカー1人が1カ月に行うセッション数は4.2回(2期実績値)。回数の増加だけを目標とするのではなく、コミュニティワーカーの対応可能時間、自身の稼業との兼ね合いから、継続的に対応できるセッション数は8回となる。

成果指標	目標値	達成値（目標に対する達成率）
【成果3】「暴力的過激化予防のユース行動計画」、「暴力的過激化予防のコミュニティ行動計画」の活動が実施される		
「暴力的過激化予防のユース行動計画」に基づき実施する活動を、コミュニティワーカーとともに計画し実施するステークホルダー数	7 団体・組織 ⁹	21 団体・組織（達成率 300%）
「暴力的過激化予防のユース行動計画」に基づき指定された重点課題に対応するために計画・実施された活動数	4 回 ¹⁰	4 回（達成率 100%）
ユースリーダー主体の若者の暴力的過激化予防の啓発イベントに参加した若者の数	800 人 ¹¹	800 人以上（達成率 100%以上）
「暴力的過激化予防のコミュニティ行動計画」の配布数	3,000 部 （英語・スワヒリ語 1,500 部ずつ）	1,800 部（英語・スワヒリ語併記）（達成率 60%）
「暴力的過激化予防のコミュニティ行動計画」に基づき実施する活動を、コミュニティワーカーとともに計画し実施するステークホルダー数	9 団体・組織 ¹²	20 団体・組織（達成率 222%）
「暴力的過激化予防のコミュニティ行動計画」に基づき指定された重点課題に対応するために実施された活動数	4 回	4 回（達成率 100%）
【成果4】「暴力的過激化予防のユース行動計画」、「暴力的過激化予防のコミュニティ行動計画」の活動がモニタリングされる		
「暴力的過激化予防のユース行動計画」、「暴力的過激化予防のコミュニティ行動計画」に基づき実施された活動の結果、取り組むべき課題が見つかり解決策が策定される	解決策が策定される ¹³	取り組むべき課題が特定され、解決へ向けたタスクフォース、活動案が策定された。
<p>コンポーネント3：若者の就業能力向上とキャリア構築支援 （成果5） 起業支援を受けた30人の心理社会的コミュニティワーカー（ユースリーダー含む）のうち、25人（83%）がREALsの支援により起業、2人が就学、2人が就職した。起業内容は、ローラースケート教室、食料品店、ファーストフード店、クリーニング店、理髪店の経営など。月額平均収入は1年目事業開始時に2,800ケニアシリング（2849円¹⁴）であったのに対し、3年目にあたる今期事業終了時には8,588ケニアシリング（8738円¹⁵）に向上した（307%増）。但し、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、事業で支給していた謝金額12,000ケニアシリング/月（目標値）を上回る結果は達成できなかった。</p>		

⁹ 内務省職員、ナイロビ・カウンティ職員、イスリー区政職員、Nyumba Kumi、平和委員会、若者グループ、女性グループの参加を想定。

¹⁰ 1年次にて策定されたユース行動計画では、重点的に取り組む4つの課題が特定された。（1.若者を過激化組織へ勧誘させるための手段として用いられる宗教、2.暴力過激化の被害者となる少女と女性、3.雇用機会の不足に悩む若者、4.犯罪集団の形成につながる若者の違法薬物の乱用。）これら4つの各課題に対して有効的で継続的実施が可能な活動を検討し実施する。

¹¹ 活動地区では、若者が中心となり行う活動が少ないことが課題である。若者主体の啓発活動の実施は、地区の将来を担う若者、また、社会へ若者としての声を届けたいと願う彼らが、共通の目標を抱えるより多くの人々と交流し、ネットワークを構築することにつながる。各啓発イベントは毎回違ったテーマの元実施される（性差による暴力をなくす、など）。

¹² 内務省職員、ナイロビ・カウンティ職員、イスリー区政職員、Nyumba Kumi、平和委員会、若者グループ、女性グループ、学校、警察の参加を想定。

¹³ 成功事例として取りまとめ将来への教訓として残す。

¹⁴ 日本銀行発行（2021年8月20日）の基準外国為替相場及び裁定外国為替相場（9月分）による。

¹⁵ 同上。

(成果 6)

起業ビジネスセミナー及びキャリア構築セミナーは計画通り 2 回ずつ開催し、参加人数自体は目標値の 800 人以上を達したものの、遅刻や途中退席せずに参加した者のみを数えると、目標にわずかに及ばない計 740 人であった。但し、それぞれのセミナーで意図していた成果（参加した若者の 8 割以上が、セミナーの内容をもって、起業のための具体的な道筋、あるいは、将来への道筋についてより明確に示せるようになること）は一定程度達成することはできた。

成果指標	目標値	達成値（目標に対する達成率）
【成果 5】 心理社会的コミュニティワーカー及びユースリーダーの経済的能力が向上する		
開始または拡大された稼業数	30 件	25 件（達成率 83%）
稼業した結果、毎月継続的に得られるようになった所得額（単位：KES）	12,000	8,588（達成率 71%）
【成果 6】 就業とキャリア構築に関する情報がコミュニティで提供される		
起業ビジネスセミナーの開催数及び参加人数	2 回 400 人	2 回 373 人（達成率 93%）
キャリア構築セミナーの開催数及び参加人数	2 回 400 人	2 回 367 人（達成率 91%）
起業ビジネスセミナー後にて、起業のための具体的な道筋を示せるようになった参加者の割合	80%以上	88%（達成率 110%）
キャリア構築セミナー後にて、将来への道筋（必要なスキルを磨き、必要な経験を積み上げる過程）を示せるようになった参加者の割合	80%以上	81.5%（達成率 101%）

以上を踏まえ、本事業での活動は「持続可能な開発目標（SDGs）」の以下の目標に該当する成果に貢献したと言える。

目標 4. 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する／
4.4 2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。

- 30 人の心理社会的コミュニティワーカーに対する、心理社会的サポート及び起業・ビジネス運営等についての継続的な研修を通じて、専門性を高め、習得した知識を行動に移す機会が、本事業下で提供された。

目標 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する／
16.a 特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでのキャパシティ・ビルディングのため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。

- 本事業下で、イースリー地区において「暴力的過激化予防のためのコミュニティ行動計画」が策定され、行政機関に加え、コミュニティの様々なアクターに対する暴力化過激化予防に係る知見と関係者の連携体制が強化された。

(4) 持続発展性

心理社会的サポート及び、暴力的過激化予防に係るコミュニティ関係者とのネットワークの構築と彼らによる主体的な活動の継続

- 3 年間にわたる事業成果として、研修や指導を通じた暴力的過激主義予防に精通した心理社会的コミュニティワーカーの能力が強化されたことに加え、彼らの自主性の強化、さらには彼らの役割に対する地域住民の信頼醸成と高い評判の獲得も達成することができた。その結果、コミュニティにおいて心理社会的サポート以外でも頼られる存在となっている者が多く、ジェンダーに基づく暴力（GBV）や暴力的過激化予防（PVE）に関する啓発・カウンセリング・メンタリングの依頼が他団体や地域の学校から届くようになってきている。また、30 人のコミュニティワーカーのうち、3 人がカウンセリング資格取得のために進学し（1 人は資格取得済）、25 人が事業終了後も心理社会的サポート活動を継続できるよう、本事業を通じたサポートをもって、収入確保の手段として起業したビ

ジネスを開始、ないしは軌道に乗せることができた。

- 加えて、対象のイースリー地区のための照会ガイドが、照会先団体を含むステークホルダーとの共同作業により作成され、事業終了後も継続的に活用される照会体制が整備された。
- 心理社会的サポートの高いニーズと持続必要性への認識から、活動を引率する作業委員会（平和委員会、コミュニティワーカー、ユースグループ代表、その他コミュニティ・ステークホルダーにより構成）が設置された。行政機関である平和委員会の事務所を作業委員会の会合の場として提供すること、また、より広いリファラル・ネットワーク会合のためには St. Johns コミュニティセンターが会場を月1回無料で提供すること、ナイロビ郡コミッショナー事務所代表から、作業委員会が抱える課題に対応してブリーフィング・セッションを定期的に提供すること等、関係者から今後の支援表明がなされている。
- また、『暴力的過激化予防のためのコミュニティ行動計画』の下、暴力的過激化予防に焦点をあてた調整委員会（ユースリーダー含む）が設置され、彼らが自主的に策定した2021年後半の活動計画が、行政官を含む関係者に発表・共有された。調整委員会とユースリーダー主導による活動の継続への意思表示がなされた。